

競争的資金等に関わる不正取引への対応及び不正取引に関与した業者に対する処分方針

令和6年3月1日
最高管理責任者（代表取締役社長）
中川 成人

株式会社 超高温材料研究センターにおける競争的資金等の不正取引に対する対応及び不正取引が発覚した場合の取引業者に対する処分方針について以下の通り定める。

（不正防止に向けた取組）

第1条 不正取引の防止関するルールを以下のように定める。

- 1 業者への不正取引対策の周知徹底
- 2 競争的資金等に関わる業者から不正取引を行わない旨の誓約書提出要請

（取引業者からの誓約書の提出）

第2条 以下のいずれかに該当する業者から誓約書(様式第1号)の提出を求めるものとする。

- 1 年度当たり取引回数が2回以上で、かつ取引額が50万円を超える業者
- 2 以下の業者は誓約書の徴収の対象から除くものとする。
 - (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
 - (2) 学校法人
 - (3) 国際組織、外国企業
 - (4) その他、電子商取引の形態を採用している業者、業者等との接触が困難と考えられる等、本件対象になじまないと判断した業者等
- 3 誓約書の徴収は年度について1回とする。

（業者への周知）

第3条 不正取引対策のため、業者への通知内容は以下のとおりとする。

- (1) 競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針
 - (2) 競争的資金等の不正使用防止規程
 - (3) 競争的資金等の使用に関する行動規範
 - (4) 不正使用防止体制
- 2 周知の方法は、株式会社超高温材料研究センターホームページに掲載することにより行う。

(処分方針)

第 4 条 不正な取引に関与した業者に対する処分は以下のとおりとする。

(1) 処分の方法は、取引停止をもって行う。

(2) 処分の対象となる行為は以下のとおりとする。

- ① 調査に当たり虚偽の申告をしたとき。
- ② 入札または見積りに際し、不正の行為があったとき。
- ③ 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- ④ その他、本機構に不利益を及ぼす行為があったとき。

2 取引停止の期間については、不正への関与の程度、金額等に応じ、その都度、最高管理責任者が決定する。

(取引停止の通知)

第 5 条 最高管理責任者は、取引停止を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(附則)

この方針は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

競争的資金等の使用に関する誓約書

株式会社超高温材料研究センター
代表取締役社長 殿

弊社は、競争的資金等（国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される公募型の研究資金、及びそれらが配分された他機関とのそれらを原資とする受託研究又は共同研究により貴社に配分される資金）に関する物品等の購入依頼にさいしては、貴社の規則等を遵守し、会計上も公正かつ適切な処理を行い、発注依頼書等に基づく納品・検収業務についてもご協力することを約束いたします。

また、貴社が実施する監査等に際して、帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限り協力致します。万が一、弊社に不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議は有りません。

貴社社員からの不正行為の依頼等については、適切な対応をとるとともに、貴社へご連絡致します。

年 月 日

住所

会社名

代表者名

印